

《論 文》

【判例評釈】

自動車割賦販売における
第三者所有権留保につき、購入者の破産手続において
信販会社が法定代位により留保所有権を別除権として
行使する際の登録所有名義の要否
— 札幌地判平成28年5月30日金法2053号86頁 —

鈴木 尊 明

一、事実の概要

1、事実の経緯

平成25年8月20日、訴外Aは、札幌トヨタ自動車株式会社(以下「販売会社」という。)から自動車(以下「本件自動車」という。)を割賦購入する旨の売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結した。割賦金等の合計は253万4868円(本件自動車の本体価格210万円及び割賦手数料43万4868円の合計。以下「本件割賦金等」という。)であり、Aが販売会社に対して、平成25年10月から平成32年9月までの84回払いで支払うことを約定した。Aが本件割賦金等の支払いを怠った場合等の期限の利益喪失条項に加えて、本件自動車の所有権は、販売会社のAに対する本件割賦金等債権を担保するため、販売会社に留保する旨の所有権留保特約も本件売買契約に含まれていた(ここで留保された所有権を、以下、「本件留保所有権」という。)

本件売買契約と同日、X¹⁾は、A・販売会社との間で三者契約の方式により、販売会社のAに対する本件割賦金等の取立て及び受領の委任を受けるとともに、Aの委託を受けて、Aの販売会社に対する本件割賦金等債務を連帯保証する旨の保証契約(以下「本件保証契約」という。)を締結した。加えて、Aの父親であるBが、本件売買契約及び本件保証契約によって販売会社又はXに対して負う一切の債務について連帯保証する旨の保証契約も締結された。

本件売買契約・本件保証契約と同日、販売会社は、本件自動車につき、所有者を販売会社、使用者をAとする自動車登録手続をし、Aに本件自動車を引き渡した。

Aは、平成26年8月26日までに11回目までの本件割賦金等を支払ったが、各支払期日には遅れ、結局、Xが、平成26年9月2日、販売会社に対し、本件保証契約の履行として、本件割賦金等の残額である219万7300円を支払った。また、Bは、Xからの催告を受け、平成26年11月10日、Xに対し、保証債務の履行として、本件割賦金等の平成26年9月分及び同年10月分に相当する6万0200円を支払った。

Xは、平成26年12月15日、Aの代理人であった弁護士に対し、内容証明郵便をもって、20日以内に、本件割賦金等の平成26年11月分及び同年12月分に相当する6万0200円、同年12月11日時点の遅延損害金1852円及び督促費用等1123円の合計6万3175円を支払うよう催告すると共に、

本件留保所有権に基づき、本件自動車の引渡しを求めた。

しかし、Aは、上記催告期間内に上記金額を支払わなかったため、本件割賦金等について期限の利益を喪失したが、後述最判平成22年のあることを理由に、本件自動車をXに引き渡さなかった。

Aは、札幌地方裁判所に対し、破産手続開始の申立てを行い、平成27年5月13日、破産手続開始決定を受け、Yが破産管財人に選任された。なお、平成26年9月2日にXが販売会社に対する保証債務を履行した後も、本件自動車の登録所有名義は販売会社のままであり、Aが本件自動車を使用している。

ここで、本件売買契約・本件保証契約において合意された各約定について整理しておく(下表の各条項を、以下、それぞれ「条項①、②…」で引用する)。

- ① Aは、販売会社が本件割賦金等の取立て及び受領をXに委任したことを承諾する。
- ② 本件自動車の登録所有名義は原則として販売会社とし、Xの選択によりXとすることができるが、Xが特に認めた場合はこの限りではない。
- ③ 販売会社の販売する自動車の所有権は、販売会社の購入者に対する割賦金等債権を担保するために販売会社が留保するが、Xが販売会社に保証債務を履行した場合には、民法の規定に基づき、Xが当然に販売会社に代位し、本件割賦金等債権及び本件自動車の留保所有権を行使できる旨を確認する²⁾。
- ④ Aが期限の利益を喪失する(本件割賦金等の支払を1回でも怠る等)、あるいはXが必要と認めた場合には、Aに通知・催告することなく、本件割賦金等の残額を販売会社に弁済でき、その際、Aは、Xが代位取得した本件割賦金等債権の弁済のため、直ちに本件自動車をXに引き渡す。
- ⑤ Xは、上記④により引渡しを受けた本件自動車について、公正な機関の評価・査定によるその評価額等をもって、本件割賦金等債権、同債権の回収費用及び同債権から生じる遅延損害金の弁済に充てる。

2、請求と争点

本件は、保証債務の履行として本件割賦金等の残額を弁済し、法定代位により本件留保所有権を取得したと主張するXが、Aの破産管財人Yに対し、本件留保所有権に基づき、破産法65条の別除権行使として本件自動車の引渡しを請求したものである。

本件では、A・販売会社・Xの間の三者契約において、本件自動車の登録所有名義は販売会社、使用者はAとされていた。そのため、破産手続開始決定の時点で本件自動車の登録所有名義人ではなかったXが、本件留保所有権を別除権として行使することができるかが争われたものである。そもそも、留保所有権を別除権として扱うべきかについては、従来の裁判例でも議論するものとそうでないものとに分かれているが、後述最判平成22年以降の一連の裁判例では、

自動車割賦販売における第三者所有権留保につき、購入者の破産手続において信販会社が法定代位により留保所有権を別除権として行使する際の登録所有名義の要否

特に争点化していない。所有権留保特約が債権担保目的で締結されるという実質を考慮して、別除権として扱うことが一般化してきていると評価して差しつかえないだろう。

二、判 決

1、法定代位による本件留保所有権の行使

「Xが、販売会社に対し、本件保証契約に基づいて本件割賦金等の残額を弁済した場合、Aに対しては受託保証人としての求償権を取得すると共に、民法500条、501条により当然に販売会社に代位して、前記求償権の限度で、販売会社がAに対して有していた本件割賦金等債権及びその担保である本件留保所有権を行使できるようになるが、上記三者間の合意は、これと同趣旨の内容を定めたものと解され、Xが、前記弁済後に、販売会社が有する本件割賦金等債権とは異なる債権を独自に取得して、Aとの間で、これを被担保債権とする新たな担保権を設定するものではないと解される」。

2、破産法49条2項の要請

「三者間の合意では、Aが本件割賦金等債務につき期限の利益を失い、本件自動車をXに引き渡した場合には、Xは、本件評価額等をもって、本件割賦金等債務及び同債務の遅延損害金のみならず同債務の回収費用にも充当できるとされているが、販売会社から取立て及び受領を委任されたXが負担する回収費用は、元来、Aが販売会社に対し負担すべきものであり(民法485条)、原債権たる本件割賦金等債権に含まれると解し得るものであるから、前記充当に関する合意について、Xが、販売会社の有しない債権を別途取得し、これについて新たな担保権を設定することを予定したものと解されない」。

「そして、本件自動車について販売会社の登録所有名義があることによって、販売会社は、本件留保所有権を第三者に対抗することができ、前述のとおり、前記弁済によって、本件割賦金等債権及びその担保である本件留保所有権は、法律上当然にXに移転したものであるから、少なくとも本件開始決定前の時点において、受託保証人であるXが、これを委託したAに対し、本件自動車の登録所有名義を得ない限り、本件留保所有権を行使し得ないと解すべき理由はないし、本件自動車の登録名義が販売会社にある以上、Aが本件自動車の交換価値を把握するものでないことも公示されているから、Xは、本件自動車の登録所有名義を得ることなく、法定代位による本件留保所有権の取得を、Aの一般債権者にも対抗することができたというべきである」。

「そうすると、破産管財人であるYは、本件開始決定により、Aの法的地位を承継すると共に、Aの一般債権者全体のために、Aの財産を管理処分すべき立場に立つことができるが、そのいずれの面を考慮しても、Xは、本件自動車の登録所有名義を得ることなく、本件留保所有権の取得をYに対抗することができるというべきであるし、破産法49条2項の要請については、本件開始決定前に、本件自動車につき販売会社名義の所有登録がされたことにより、充たされているというべきである」。

3、別除権行使のための手続的要件

法定代位による本件留保所有権の取得を第三者に対抗できるとしても、Yは、破産手続の適正かつ効率的な処理のためには権利関係を明確にしておくべきこと、一般債権者と別除権者の衡平を図る必要があること、本件自動車の登録所有名義を保証債務履行後もXのもとに登録所有名義を変更することは可能であったのに、これを怠ったものであること、三者契約の内部関係は外部からは判然としないこと、複数の保証人(X・B)が履行した場合に、権利を行使し得る者が明らかでないこと等を理由に、手続的要件として登録所有名義を具備している必要があると主張している。

これに対して本判決は、販売会社に登録所有名義があることで破産法49条2項の要件は満たされているとし、「一般債権者との関係については、前述のとおり、販売会社が登録所有名義を有することで、本件破産者又はその一般債権者が本件自動車の交換価値を把握するものでないことは公示されていると認められるから、Xが、登録所有名義を得ずに、本件留保所有権を別除権として行使したとしても、一般債権者との衡平を害することにはならない」と述べて、一般債権者との衡平も問題とならないとする。

「逆に、本件の場合、Aは、本件割賦金等を7分の1程度弁済したにすぎず、本件自動車の交換価値を把握するに至っていないことは明らかであるが、Xが本件自動車の登録所有名義を得ていないことを理由にその別除権行使を否定するとすれば、いわば反射的に、本件自動車をAの一般財産に属するものとして扱わざるを得ないことになるが、その結果はかえって不合理である」。

「本件売買契約及び本件保証契約によれば、本件自動車の登録所有名義は、原則として販売会社とされる一方で、当初からXとすることも可能であったとされる」。

「しかしながら、販売会社が契約成立と同時に全額の立替払いを受けるような事案とは異なり、本件においては、本件割賦金等が完済されるまでの間、その債権者は販売会社であって、本件自動車の所有権は実際に販売会社に留保されるべきであること、本件割賦金等については順調に弁済されるのが本来であり、保証人であるXが弁済して法定代位が生じるのは、いわば例外であること、完済時や転売時の本件自動車の登録名義の変更についても、東京都にあるXではなく、札幌市にある販売会社とAとの間で行うのが便宜であること等の事情を総合すると、本件自動車を販売会社の名義で登録したことには、一定の合理性が認められるというべきである」。

「また、Xの弁済後、本件自動車の登録所有名義をXに変更することが可能であったことはYが主張するとおりであるが、Xが、少なくとも本件開始決定前に、Aに対し本件留保所有権を行使するために、本件自動車の登録所有名義を得る必要はないと解されること、購入者の債務不履行により保証人が弁済するに至った場合であっても、その後、当該購入者について必ず破産手続が開始されるわけではないこと、登録所有名義の変更については、費用を要する以外に、手続に自動車検査証が必要であり、その備付けがなければ自動車を使用することができないなど、購入者に負担がかかること等を考慮すると、Xが保証人として弁済した以上、当然に本件自動車の登録所有名義の変更をすべきであったとまではいえない」。

複数の保証人がいることによる権利関係の複雑さについては、「本件自動車が販売会社の名

自動車割賦販売における第三者所有権留保につき、購入者の破産手続において信販会社が法定代位により留保所有権を別除権として行使する際の登録所有名義の要否

義で登録されている以上、Yにおいて直ちにこれをAの一般財産に属するものとして扱えないことについては、公示がされているというべきであるし、本件割賦金等の弁済の程度、Aの期限の利益喪失の有無、受託保証人であるXの弁済の有無については、破産管財人であるYにおいて調査可能な事項と解されるから、上述した問題点があることを理由に、画一的処理の要請から、本件開始決定前にXが登録所有名義を得ない限り、別除権を行使することができないと解する理由はないというべきである。「実体法に従って処理する以外にないと考えられ、複数の保証人による弁済があり得ることを理由に、本件留保所有権の行使に登録所有名義が必要と解することはできない」。

以上より、Xが本件自動車の登録所有名義を具備しなくても、別除権として本件留保所有権を行使することができると判断した。

4、結 論

「以上によれば、Xは、本件開始決定の時点で本件自動車の登録所有名義を有していなかったが、破産管財人であるYに対し、本件留保所有権を、別除権として行使することができると解するのが相当である」と述べて、Xの請求を認容した。

三、研 究

1、問題状況

本件では、留保所有権を破産手続において別除権として行使する際、Xが何らかの要件を具備すべきか、そして今回のXはその要件を具備していたかが問われた。これについては、最判平成22年6月4日民集64巻4号1107頁(以下「最判平成22年」という。)が、民事再生手続においてではあるものの、一定の判断枠組を示しており、その射程との関係で本件をどのように理解すべきかが問題となる。

本稿では、本判決が示した判断枠組を整理し(三2)、最判平成22年を含めた一連の裁判例の法理と対比して(三3)、本判決をどのように評価すべきか述べることとする(三4)。

2、判断枠組の整理

(1)本件留保所有権が担保する範囲

本判決は、結論として、破産手続開始決定の時点で本件自動車の登録所有名義を有していない者であっても、破産管財人に対して、本件留保所有権を別除権として行使することができると判断した。ここでいう留保所有権の行使の結果として、当事者間で三者契約の方式によって合意していた条項④の方法、すなわち、本件自動車の引渡しを認めたものである。

本件留保所有権が担保していたのは、条項⑤から、本件割賦金等債権、同債権の回収費用及び同債権から生じる遅延損害金であったことがわかる。「割賦金」ではなく「割賦金等」となっていること、「本件割賦金等債権」が本件自動車の本体価格210万円及び割賦手数料43万4868円を併せたものであること、債権の回収費用が別建てとなっていることから、割賦金・割賦手数料・回収費用・遅延損害金が明示的に分けて合意されており、それら全体を本件留保所有権

によって担保する合意がなされていたと理解できる。

本判決は、このような当事者間の三者契約での合意内容を踏襲し、割賦金・割賦手数料・回収費用・遅延損害金の全体を本件留保所有権が担保していることを前提に判断している。すなわち、「Xは、本件評価額等をもって、本件割賦金等債務及び同債務の遅延損害金のみならず同債務の回収費用にも充当できるとされているが、販売会社から取立て及び受領を委任されたXが負担する回収費用は、元来、Aが販売会社に対し負担すべきものであり(民法485条)、原債権たる本件割賦金等債権に含まれると解し得る」という説示は、債権の回収費用が割賦手数料も併せた本件割賦金等債権に含まれるものであることを示すものである。同時に、条項①において、Aは、販売会社が本件割賦金等の取立て及び受領をXに委任したことを承諾させられており、本判決もこれを前提に判断を下している。Xが金銭の貸付け及び債務保証等を目的としていることからすれば、本件割賦金等債権には、Xの業務の収益の中心たる手数料や回収費用が含まれていると理解すべきであろう³⁾。

(2) 別除権行使の法的構成

では、本件留保所有権を別除権として行使するとして、その法的構成はどのように理解していたのであろうか。本件では、これについても三者契約で合意されており、条項③によれば、Xが販売会社に保証債務を履行した場合には、民法の規定に基づき、Xが当然に販売会社に代位し、本件割賦金等債権及び本件自動車の留保所有権を行使できる。民法の規定に基づき「代位」によって、本件割賦金等債権及び本件留保所有権を行使することができるとしているため、三者契約では、いわゆる法定代位の方法によって、本件留保所有権を別除権として行使することが合意されていたと理解できる。

本判決においても、「Xが、販売会社に対し、本件保証契約に基づいて本件割賦金等の残額を弁済した場合、Aに対しては受託保証人としての求償権を取得すると共に、民法500条、501条により当然に販売会社に代位して、前記求償権の限度で、販売会社がAに対して有していた本件割賦金等債権及びその担保である本件留保所有権を行使できるようになる」と述べ、法定代位の方法によることを承認している。ただ、上記説示の中で「求償権の限度で」としながら、本件留保所有権の担保する範囲を債権の回収費用が割賦手数料も併せた本件割賦金等債権としている点に特徴がある。

そして、「Xが、前記弁済後に、販売会社が有する本件割賦金等債権とは異なる債権を独自に取得して、Aとの間で、これを被担保債権とする新たな担保権を設定するものではない」、「充当に関する合意について、Xが、販売会社の有しない債権を別途取得し、これについて新たな担保権を設定することを予定したものとは解されない」という説示から、新たな担保権設定ではないことを確認している。新たな担保権設定ではないから、本件留保所有権を別除権として行使するためにXが本件自動車の登録所有名義を具備する必要はなく、販売会社に登録所有名義があることで、「Aが本件自動車の交換価値を把握するものでないことも公示されている」と述べる。破産法49条2項は、破産手続開始決定前に登記を具備しておくことを要請しているが、販売会社名義の所有登録で十分であるとする。

(3) 法定代位による本件留保所有権行使の手続的要件

上記(2)の検討の結果として、法定代位による本件留保所有権の取得を第三者に対抗できるとしても、Yは、以下の理由から、手続的要件として登録所有名義を具備している必要があると主張している。すなわち、破産手続の適正かつ効率的な処理のためには権利関係を明確にしておくべきこと、一般債権者と別除権者の衡平を図る必要があること、本件自動車の登録所有名義を保証債務履行後もXのもとに登録所有名義を変更することは可能であったのに、これを怠ったものであること、三者契約の内部関係は外部からは判然としないこと、複数の保証人(X・B)が履行した場合に、権利を行使し得る者が明らかでないこと、である。

これに対して本判決は、上記(2)同様、販売会社に登録所有名義があることで破産法49条2項の要件は充たされているとし、「一般債権者との関係については、前述のとおり、販売会社が登録所有名義を有することで、本件破産者又はその一般債権者が本件自動車の交換価値を把握するものでないことは公示されていると認められるから、Xが、登録所有名義を得ずに、本件留保所有権を別除権として行使したとしても、一般債権者との衡平を害することにはならない」と述べて、一般債権者との衡平も問題とならないとする。

そして、①Aは本件割賦金等の7分の1程度しか弁済していないため、Xによる別除権行使を否定して、本件自動車をAの一般財産に属するものとするのは不合理であること、②登録所有名義をXとしなかったことも、法定代位が生じるのは例外的場面であり、保証債務履行後も各種手続や諸費用がかかることからすれば、なお販売会社の名義のままとすることにも理由があること、③複数の保証人がいることによる権利関係の複雑さについては、破産管財人であるYの調査によって十分明らかにしうるものであって、実体法に従って処理すればよいこと等を指摘して、Yが主張する本件留保所有権を別除権として行使するための手続的要件としてのX名義の所有登録は不要であると判断した。

(4) 小 括

本判決の判断枠組について、下表のように整理することができる。全体として、A・販売会社・Xの三者契約で合意された各条項と、Xの主張に沿う判断枠組を採用したものと評価で

【前提】 所有権留保の破産 手続上の処遇	(1) 本件留保所有権が 担保する範囲	(2) 別除権行使の法的構成	(3) 法定代位による本件留保所有権行使の手続 的要件
別除権 ※特に議論なし	割賦金・割賦手数料・回収費用・遅延損害金	民法500条、501条による法定代位 ○販売会社名義の所有登録で十分 ○新たな担保権設定ではない	不要 ○販売会社名義の所有登録で一般債権者との衡平も害しない(破産法49条2項) ○A自身はほとんど弁済していない ○登録所有名義がなお販売会社のもとにあることにも理由がある ○Xの他にBという保証人がいることによる権利関係の複雑さについても、破産管財人の調査で十分明らかになるものであり、実体法に従って処理すればよい

きるだろう。

3、従来の裁判例との対比

(1) 最判平成22年で示された判例法理

本件の X・Y がその主張の中で言及する最判平成22年については、判決文では引用されていない。あくまで、本件の三者契約の解釈と、破産法49条2項の要請を充たすかどうかについて検討がされていた。

では、最判平成22年とはいかなる事案についてどのような判断がくだされたものであったのだろうか。本件に關係する範囲で概観しよう。

最判平成22年は、信販会社を介した自動車の割賦購入において付された所有権留保特約に関する事案である(第三者所有権留保)。購入者が販売会社から自動車を購入するに際して、信販会社との間で三者契約を締結し、購入者が販売会社に支払うべき代金を信販会社が立て替え、購入者がその立替金を完済するまで自動車の所有権を留保した。その後、購入者が民事再生手続開始決定を受けたため、信販会社が、自己の下の留保所有権に基づいて、自動車の引渡しを求めて訴えを提起した事案である。

最判平成22年は、三者契約の内容から、信販会社が留保する所有権が担保するのは、信販会社の収益である手数料等を含めた立替金等債権であると述べるところから始める。その上で、留保所有権は別除権なのかという点については当事者が争わなかったため、もっぱら、その行使要件について、「再生手続が開始した場合において再生債務者の財産について特定の担保権を有する者の別除権の行使が認められるためには、個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図るなどの趣旨から、原則として再生手続開始の時点で当該特定の担保権につき登記、登録等を具備している必要がある」(民事再生法45条参照)として、再生手続開始の時点で信販会社名義の所有名義がなされていない限り、たとえ販売会社を所有者とする登録がされていても、留保所有権を別除権として行使することができないと判断した(結果として、信販会社が登録所有名義を具備していなかったため、別除権を行使することができなかった)。

最判平成22年は、民事再生手続上、留保所有権は別除権であることを前提に展開している⁴⁾。これは当事者が争わなかったためであるが(Xの請求が別除権行使であった)、いわゆる所有権留保の法的構成については担保的構成によったと評価することもできよう⁵⁾。最高裁としては初めての判断であった⁶⁾。

その上で、別除権の行使要件として、「個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図るなどの趣旨」から、再生手続開始の時点で当該特定の担保権につき「登記、登録等」を具備していることを要求した。参照とされた民事再生法45条は、再生手続が開始されると、手続開始前の原因による登記・登録等は、再生手続との関係では原則としてその効力を主張できなくなると定めている。民事再生手続における再生債務者には、実体法上の「第三者性」が肯定され、民法177条・178条が妥当する対抗関係が発生することとなる⁷⁾。そのため、別除権行使のためには、第三者への「対抗

要件」を具備する必要があると判断し、所有権留保目的物が自動車であったことから、「登記、登録等」が必要であると述べたようにも思える。

しかし、判決文を見る限り、再生債務者の「第三者性」から「登記、登録等」を要求したのではない。「個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図るなどの趣旨」を持ち出して、登録が必要であると判示しただけである。もし、再生債務者の「第三者性」から根拠付けたのであれば、「登記、登録等」ではなく、「対抗要件」が必要であると判示したはずである。また、民事再生法45条は「参照」されたにすぎない。直接引用しなかったのには理由がある、すなわち、「対抗要件」を要求したのではないと理解すべきであろう。なお、前段部分には、問題となった三者契約から、「信販会社が販売会社から移転を受けて留保する所有権が、本件立替金等債権を担保するためのものであることは明らかである」と述べる箇所があり、これが物権変動について判示した部分であるとも理解できる。しかし、この判示部分は、留保所有権が担保する債権の範囲について述べた箇所にすぎず、また、ここでの「移転」を重視するならば、なおさら、「登記、登録等」という表現にとどめて、「対抗要件」と明言しなかった理由が明らかにならない⁸⁾。筆者は、「第三者性」ではなく、「衡平」を根拠に、対抗要件ではなく単なる別除権の行使要件として「登記、登録等」を要求したのが最判平成22年であると理解している⁹⁾。最判平成22年の通常理解としては、再生債務者の「第三者性」と結び付けて論じる一般的なようである¹⁰⁾。それでも筆者は、「第三者性」ではなく「衡平」を根拠に「登記、登録等」を要求したのだと理解したい。少なくとも、判決文の文言上は「登記、登録等」なのであり、「対抗要件」とは明言されていないことは指摘しておこう¹¹⁾。

ここでいう「衡平」は、留保所有権を有する信販会社が、自動車の登録すらも具備することなく他の一般債権者に優先して債権回収をなしうることが「衡平」の見地から妥当であるか、という文脈で持ち出されたものである。理論的な根拠があるわけではなく、まさしく実質的な利益衡量によって結論を導いた判決であったと評価できるだろう。

(2) 最判平成22年の原審判決 — 法定代位

ただ、上記(1)で示した最判平成22年は、原審判決を破棄して示されたものであった。最判平成22年の原審判決¹²⁾は異なる判断を示している。

すなわち、信販会社が販売会社に立替払をすることにより、弁済による代位が生じる結果、自動車の売買代金債権及びその留保所有権は本来消滅するはずであるところ、手数料等を含めた立替金等債権を「確保するために¹³⁾、立替払によって本来消滅するはずの信販会社の購入者に対する売買代金債権及びその留保所有権を信販会社に移転させ、信販会社において本件立替金等債権の範囲内で上記売買代金債権及びその留保所有権を行使することが法律上当然に認められるものであり」、「三者間の本件自動車の留保所有権に関する合意内容は、このことを確認したものと解するのが相当である」と述べる。そして、立替払は、立替金等債権の範囲内で売買代金残債権及び留保所有権を行使するので、独自に取得した立替金等債権の担保のため新たに本件自動車の留保所有権が設定されたとみるべきではないとする。

そして、立替払の結果、法定代位によって本件立替金等債権を確保するために、売買代金債権と留保所有権が移転するという構成を採用したため、「立替払により取得することのできる債権及び担保権は、立替払をした者に法律上当然に移転するのであって、約定によって移転するのではないから、立替払をした者は、立替払により取得することのできる債権及び担保権について、同債権及び担保権を有していた者において対抗要件が具備されている限り、自らの取得につき対抗要件を具備することは要しない」というべきである」と述べて、法定代位によって法律上当然に移転することを理由に、対抗要件を具備することは必要ではないと判示した。

あらかじめ、自動車の登録を具備していなくても、a) 信販会社は販売会社に立替払をしたことにより、立替金等債権の範囲内で、移転した売買代金債権及び留保所有権を行使するだけなので、少なくとも販売会社が自動車の登録を有していれば、購入者やその利害関係人の利益を不当に侵害することがないこと、b) 弁済による代位について定めた民法501条は、代位のために対抗要件を具備することを要求などしていないこと、c) 民事再生法45条は、権利主張には対抗要件が必要であることを定めているが、法定代位である以上、そもそも信販会社は、販売会社からの自動車の留保所有権の移転について対抗要件を経由することを要しないので、民事再生法45条は適用されないこと、を理由にあげている。さらに、実質的にみても、留保所有権を販売会社又は信販会社が有している限り、購入者の「一般債権者に対する弁済の原資にはなっていない上、販売会社が所有権登録を有して購入者は所有権登録を経由したことはなく、一般債権者からみても本件自動車が購入者の財産に属するとの外観はなかったのであるから、購入者が小規模個人再生手続の開始決定を受けたことは、購入者に対しても、一般債権者に対しても、何ら不当な影響を及ぼすものではない」。「また、購入者は、小規模個人再生手続の開始決定前に、代理人弁護士を通じて債務整理開始通知を發して支払を停止し、これにより期限の利益を喪失していたものであるから、この時点では、購入者は、信販会社に対し、本件自動車を直ちに引き渡すべき義務を負っていたにもかかわらず、ひとたび購入者が小規模個人再生手続の開始決定を受けるや否や、再生債権者のための財産管理人であると同時に債務者自身でもある購入者が、信販会社に対し、信販会社が本件自動車の所有権移転登録を経由していないことを理由に本件自動車の引渡義務を免れることができるとすることは、再生債務者である購入者を過度に優遇し、信販会社にいわれない不利益を被らせるものであって、当事者間の実質的公平を害することになり、妥当ではない」と述べて、別除権行使を否定すると、むしろ当事者間の「公平」を害する結果となることも指摘した。

(3) 本判決との対比

最判平成22年の事案においては販売会社に対して信販会社が一括して立替払していたのに対して、本件のXは、本件売買契約・本件保証契約の条項①で合意されたように、販売会社によって本件割賦金等の取立て及び受領を委任されたにすぎない。おそらく、この点を捉えて、最判平成22年とは事案を異にすると考えられたのであろう。加えて、本件では、注(2)で指摘したように、当初の基本契約について、最判平成22年を受けて内容の変更を施しており、法定代位によって割賦金・割賦手数料・回収費用・遅延損害金の全体を担保することとしている。

	【前提】 所有権留保の破産 手続上の処遇	(1) 本件留保所有権が 担保する範囲	(2) 別除権行使の法的構成	(3) 法定代位による本件留保所 有権行使の手続的要件
最判平成22年	別除権 ※議論なし	立替金等債権(手 数料等を含む)・ 遅延損害金	三者契約の合理的意 思 ○当事者に信販会社 が含まれるので、 留保目的物の残代 金相当額しか担保 されないのは、当 事者の合理的意 思に反する	登記、登録等 ○一般債権者との衡平 (民事再生法45条参照)
最判平成22年 原審判決	別除権 ※議論なし	立替金等債権(手 数料等を含む)・ 遅延損害金	法定代位 ○販売会社名義の所 有登録で十分 ○新たな担保権設定 ではない	不要 ○被担保債権と留保所有 権が立替払によって法 律上当然に移転する ○民法501条は何も要求 していない ○民事再生法45条が適用 される場面ではない ○販売会社名義の所有登 録で一般債権者との衡 平も害しない

ここで、上記(1)(2)の分析を踏まえて、最判平成22年とその原審判決の判断枠組を整理すれば、表のようになる。

このように整理すると、実は、本判決の判断枠組は、最判平成22年原審判決の判断枠組に近いと言うより、酷似していると評価できるのではないだろうか。もちろん、破産手続と民事再生手続との違いもあるし、前述の通り、信販会社と取立て及び受領を委任されたに過ぎないXとの違いもある。しかし、破産法49条2項と民事再生法45条は同じ構造の規定であるし、本件のXの業務は信販会社と何ら変わらないのではないだろうか。

4、本判決の評価

もっとも、最判平成22年原審判決について、筆者は、「留保所有権が手数料等を含む立替金等債権全体を担保すると判示したが、さすがにそれは無理があろう。法定代位の原因となった立替払の対象となったのはあくまでも売買における残代金部分であり、法定代位による以上、立替払の範囲を超えて、留保所有権の被担保債権を拡大することは許されない。逆に言えば、法定代位説によれば、残代金部分までは対抗要件なくして問題なく債権の優先回収が認められてしかるべきであった」と評価した¹⁴⁾。つまり、二者択一なのである。①登記、登録等を具備する必要がある代わりに、手数料等も含めた債権全体について、留保所有権を別除権として行使することができるとするか(最判平成22年— 特別の合意)、②登記、登録等を具備する必要がある代わりに、留保所有権が担保するのは立替払をした残代金部分に限られるとするか(最判平成22年原審判決— 法定代位)である¹⁵⁾。そして、①を採用した最判平成22年以降の実務対応と

して、「登記・登録ができる自動車のような動産の場合には、対抗要件具備のために、留保所有権者の下に登記・登録の移転をすることが考えられる。ただ、登記・登録を移転するためには費用がかかる¹⁶⁾。また、目的物所有について課税される可能性もある¹⁷⁾。また、登記・登録のない一般的な動産を目的物とする場合には、対抗要件は占有改定となるが、保管方法等の事実認定によりけりで判断されるものとなるため、留保所有権者としては、不安定な地位に立たされるといわざるを得ない。ここで、引渡し(占有改定)がなされているかどうかの判断については、所有権留保の場面においては当然に肯定してよいとする見解も存在するが¹⁸⁾、さすがにそれは乱暴であろう。むしろ、所有権留保は当事者間で合意された特約の解釈によって、その取り扱いが定まるものであるから、売主所有権留保においても、第三者所有権留保においても、契約書の条項で定めてしまうのが、最も簡便であろう。また、第三者所有権留保の被担保債権の範囲と別除権としての行使要件についても、三者契約の条項に挿入してしまえば、問題は起こらなくなろうか」と述べた¹⁹⁾。まさに、本件における条項②及び③が、想定された実務対応であったわけである。

ただ、結局、条項②がありながら、本件におけるXは、保証債務履行後も、自己の下に本件自動車の登録所有名義を移すことはしなかった。その理由についても、想定されたように、費用や手間の問題が考慮されたためであり、本判決は、販売会社名義の所有登録で十分であると判断したのである。さらに、条項③では、本件留保所有権が担保する範囲について、法定代位によりながら、割賦金・割賦手数料・回収費用・遅延損害金の全体とすることが合意されており、本判決もそれを肯定している。これは、最判平成22年原審判決と結論として同じであるが、法定代位による以上、立替払の範囲を超えて、留保所有権の被担保債権を拡大することは許されないことは既に述べた。たとえ条項③があり、販売会社名義の所有登録によって購入者の一般財産とならないことが明らかであっても、法定代位による限り、やはり被担保債権の拡大は許されないのではないかと考える。

そうすると、最判平成22年が、原審判決が採用していた法定代位を一般論として排除したのではなく、当該三者契約の解釈として採用できないとした理解に鑑みれば、むしろ本件は、最判平成22年原審判決の判断枠組に近いものであったと評価すべきこととなり、ただ一点、留保所有権が担保する範囲を残代金相当額、本件では本件自動車の残代金相当額に限るべきとすればよかったのではないだろうか。したがって、最判平成22年を前提にしても、筆者のように最判平成22年を否定的に理解しても、本判決には法律構成及び結論のいずれについても重大な誤りがあったと言わざるを得ない。

なお、本判決の評釈には、最判平成22年の射程との関係では、本判決の結論は整合的であると述べるものがある²⁰⁾。同評釈においては、「しかし、信販会社が負担する『回収費用』まで担保されるべき原債権に含まれるとの説示に関しては、この回収費用が原債権についての本来の『弁済の費用』(民法485条)の範囲に真に限られるならばともかく、実質的には信販会社の手数料や取立費用等を含むとすれば、上記判例〔筆者注：最判平成22年〕の立場と抵触することになる」として、一定の留保をしている。筆者としては、前述の二者択一、①登記、登録等を具備する必要がある代わりに、手数料等も含めた債権全体について、留保所有権を別除権と

して行使することができるとするか(最判平成22年－特別の合意)、②登記、登録等を具備する必要がない代わりに、留保所有権が担保するのは立替払をした残代金部分に限られるとするか(最判平成22年原審判決－法定代位)という点こそが最判平成22年の最大のポイントであったと考えており、②(法定代位)によりながら、手数料等も含めた債権全体について、留保所有権を別除権として行使することができるとした本判決は、最判平成22年の射程との関係においても整合的ではないと考える。本判決では、当事者間の三者契約において、割賦金・割賦手数料・回収費用・遅延損害金の全体について本件留保所有権が担保していると合意されていることを前提に判断されている。前記評釈は回収費用が「弁済の費用」(民法485条)の範囲に真に限られるかどうかを問題にしているが、それ以前に、割賦手数料も担保されているとしている時点で、たとえ最判平成22年を前提にしたとしても、本判決は誤りであったと言ふべきであろう。

四、おわりに

本判決は、最判平成22年を受けて、手続的要件を具備することなしに、当事者間での三者契約で合意した全ての債権を留保所有権によって担保できるよう条項を変更した事案について判断されたものである。まさに、最判平成22年の射程外に逃れようとした実務対応と言えるだろうが、法定代位による限り、本件でも述べられているように、「民法の規定に基づき」判断される以上、被担保債権の範囲を拡大することは認められないと判断するべきであった。

筆者は本判決を否定的に理解しているが、そもそも、最判平成22年から否定的である。より正確に言えば、二者択一からの解放が望ましく、少なくとも、現在の下級審裁判例における最判平成22年の判例法理の拡張・変更現象に歯止めをかける必要があると考えている²¹⁾。これについては、本件や最判平成22年の第三者所有権留保の事案だけでなく、売主所有権留保の事案も含めて再検討する必要がある。結局のところ、最判平成22年の判例法理に疑義があるから、改めて最高裁が所有権留保の破産手続・民事再生手続を包摂した倒産手続上の処遇を論じる必要があるのではないだろうか。

これを指摘して、本稿を締めくくる。

注

- 1) 「販売会社と同様にトヨタ自動車系列の株式会社であり、仕入先及び販売店並びに顧客に対する金銭の貸付け及び債務保証等を目的としている。販売会社との間の直接の資本関係等は存しない。」と確認されている。明言されていないが、自社割賦の可能性を排除する説示と思われる。
- 2) 本条項は、平成25年3月7日、当初の基本契約の内容から変更して合意されたものである。もともとは、Xと販売会社との間で平成10年1月22日に締結された保証方式に関する基本契約において、販売会社の販売する自動車の所有権は、所有名義の如何を問わず、販売会社と購入者の間の売買契約、販売会社とXの間の保証契約の締結後、販売会社からXに移転し、Xが販売会社に保証債務を履行した場合には、購入者がXに求償債務を履行するまではXに留保されることとされていた。変更の意図については明らかでないが、変更の時期が後述最判平成22年の後であるため、そこで示された判断に対応する目的であったものと考えられる。
- 3) 実際、Xは、平成26年12月15日、Aの代理人であった弁護士に対し、本件割賦金等に加えて、遅延損害金及び督促費用等を支払うよう催告している。このような態度から、本件留保所有権が担保する債権には、X

の収益たる手数料等が含まれており、当事者間では当然のことと理解されていたといえる(本判決も肯定している)。

- 4) 学説上は、倒産手続においては留保所有権を代金債権担保の担保権であるとして、別除権(破産法2条9号、民事再生法53条。会社更生法上は更生担保権〔同法2条10項〕)とする見解で概ね一致している。実体法上の担保的構成が倒産手続においてどのように貫徹されるべきか、取戻権ではなく別除権行使が認められることを明らかにした文献として、竹下守夫「所有権留保と破産・会社更生」同『担保権と民事執行・倒産手続』(有斐閣、1990年)267頁以下〔初出は曹時25巻2・3号頁(1973年)〕があげられる。同じ著者のもので、所有権留保だけでなく、仮登記担保や譲渡担保といった非典型担保の倒産手続上の処遇について統一の視点から扱った文献として、同「非典型担保と執行・倒産」同書217頁〔初出は同「非典型担保の倒産手続上の取扱い」鈴木忠一＝三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座13 倒産手続』(日本評論社、1981年)365頁〕がある。矢吹徹雄「所有権留保と倒産手続」判タ514号(季刊民事法研究5、1984年)122・125頁も別除権とすることを主張している。これに対して、三上威彦「基本的所有権留保と破産手続(下)」判タ536号(季刊民事法研究8、1984年)64頁は、別除権とすることに反対する。

また、別除権であることを認める場合、所有権留保における別除権行使＝担保権実行とは何を意味するのかについてはなお問題があることが指摘されている。佐藤鉄男「判批(最判平成22年)」民商143巻4＝5号54頁は、「私的実行として目的物の引渡しそして換価(あるいは相手方帰属のまま評価額による清算)を許容するということであれば、取戻権との差はさほど大きくないようにも見えるが、担保権への規制が豊富になった今日では、理論的な区別の意義は大きい」と述べている。具体的に取戻権とされる場合との差が大きく出るのは、「更生担保権としてすべての担保権者をも手続に服させる更生手続の場合はもちろん、別除権となる破産や再生でも、破産管財人の介入権(破産法184条・185条)、中止命令(民事再生法31条)、担保権消滅許可(破産法186条以下、民事再生法148条以下)といった担保権規制がある」といった場面をあげている。

- 5) 最判昭和33年3月14日民集12巻3号570頁、最判昭和41年6月24日集民83号939頁、最判昭和50年2月28日民集29巻2号193頁などは、所有権的構成に親和的な裁判例であるといえる。それに対して、第一判昭和42年4月27日判時492号55頁、最三判昭和47年11月21日民集26巻9号1657頁、第一判昭和49年7月18日民集28巻5号743頁、最三判昭和57年3月30日民集36巻3号484頁、最二判昭和58年3月18日判時1095号104頁などは、担保的構成になじむ裁判例である。ただ、例えば、最三判平成21年3月10日民集63巻3号385頁は、所有権的構成と担保的構成のどちらに親和的と捉えるかは難しいところである(田高寛貴「所有権留保の対抗要件に関する一考察」平井一雄喜寿『財産法の新動向』〔信山社、2012年〕235頁は「所有権的構成でとらえてはならないことを示している」と評価している)。裁判例ごとに、どちらの見解に親和的なのかも評価が分かれるところであるので、判例法理がどのようなものなのか一概に述べることは不可能であるし、そのような試みが不適切というべきであろう。

これらの判例群は平時における判断であるが、最判平成22年は、民事再生手続という倒産時においては、担保的構成によって別除権行使が可能かどうかという問題の立て方によったと評価できるだろう。

- 6) 下級審レベルでは、破産手続において別除権にあたと判示したものに、札幌高決昭和61年3月26日金法1149号42頁、会社更生手続において更生担保権にあたと判示したものに、諏訪簡判昭和50年9月22日判時822号93頁、大阪地判昭和54年10月30日判時957号103頁がある。
- 7) 伊藤眞『破産法・民事再生法〔第2版〕』(有斐閣、2009年)673頁。
- 8) 物権変動の方向については、和田勝行「判批(最判平成22年)」論叢170巻1号120頁以下の分析、留保所有権の「移転」については、合意による権利発生と権利移転を区別する関武志「民事再生手続におけるクレジット会社の法的地位——最判平成22年6月4日民集64巻4号1107頁の事件を素材にして——(上)(下)」判時2173号(2013年)3頁、同2174号(2013年)3頁を参照されたい。
- 9) 詳しくは、拙稿「所有権留保特約の解釈とその実行—民事再生手続における別除権行使が問題となった近時の判決を素材にして—」早稲田法学会誌64巻2号(2014年)463-464頁、475-479頁を参照されたい。なお、杉本和士「判批(最判平成22年)」法学研究86巻10号(2013年)97頁以下も同旨である。
- 10) 加毛明「判批(最判平成22年)」伊藤眞＝松下淳一編『倒産判例百選〔別ジュリ216号〕』(有斐閣、2013

年)119頁は、「本判決は再生債務者の第三者性に言及しないものの、別除権行使に登記・登録等の具備を要求する前提として、一般債権者が個別の権利行使を禁止されることをあげるの、民事再生手続の開始によって対抗問題が生じることを肯定する見解と親和的である」と述べている。また、園尾隆司＝小林秀之『条解 民事再生法 [第3版]』(弘文堂、2013年)166頁 [園尾隆司] は、最判平成22年が再生債務者の第三者性を否定する見解を排斥したものと評価し、最判平成22年が第三者性について言及していない理由については、「第三者の文言を使用するまでもなく、本法の条文の趣旨に基づき、第三者性の内容について説明が可能であるためであろう」と述べている。これらの評価については、拙稿・前掲注(9)493頁 [注(56)] を参照されたい。

その後現れた文献においても、例えば、山本克己ほか編『新基本法コンメンタール 民事再生法』(別冊法セミ238号、日本評論社、2015年)124頁 [金春]、132頁 [金春＝服部敬＝木村真也] や、評者不明「判批(東京地判平成27年3月4日)」判時2268号(2015年)61頁も同様である。

- 11) 最判平成22年についての調査官解説も、「登記、登録等」を「対抗要件」として要求したのではないと明言していることに留意すべきである(山田真紀「判解(最判平成22年)」曹時65巻10号 [2013年] 159頁)。
- 12) 最判平成22年の原審判決は札幌高判平成20年11月13日金判1353号35頁である。
- 13) 弁済による代位の効果によって、求償権を「確保」するために原債権が代位弁済者に移転するという判例法理を前提とするものである。最三判昭和59年5月29日民集38巻7号885頁と最一判昭和61年2月20日民集40巻1号43頁によって明らかにされた判例法理である(近時においては、原債権は求償権の「担保」[譲渡担保]であるとまで言及する判例 [最三判平成23年11月22日金判1380号16頁] もあらわれてきているが、最判平成22年原審判決は、従来からの「確保」という表現でとどめている)。
- 14) 拙稿・前掲注(9)471頁。
- 15) 筆者は、二者択一ながら、主位的請求・予備的請求によるハイブリッド構成を主張しているが、その詳細については拙稿・前掲注(9)470-475頁に譲る。
- 16) 例えば、自動車の登録のためには、登録費用として500円がかかるだけであるが、それを行政書士等に委託すると、彼らへ支払う報酬がかかる。このようなコストをかけることを強いるのは不適切であるとの指摘は、小林明彦「判批(最判平成22年)」金法1910号(2010年)13頁、佐藤・前掲注(4)499頁を参照。
- 17) 小峯勝美「クレジット取引と自動車の所有権留保(5・完)」NBL435号(1989年)24頁、佐藤・前掲注(4)41頁、野村秀敏「判批(最判平成22年)」金判1353号(2010年)18頁を参照。
- 18) 田高・前掲注(5)242頁。田高は、登記・登録等が不可能な動産については、それを他の動産と区別困難であることは、占有改定を否定する根拠とするのではなく、物権においての対象物の特定性が認められないことから、別除権行使を認めるべきでなかったと主張している。
- 19) 拙稿・前掲注(9)479-480頁。
- 20) 杉本和士「本件判批」法教432号(2016年)165頁 [判例セレクト Monthly]。
- 21) 拙稿「留保所有権を別除権として行使するための要件(東京地判平成27年3月4日判時2268号61頁及び東京地判平成25年4月24日 LEX/DB 文献番号25512638)」立正49巻2号(2016年)123頁以下で詳論した。

(付記1) 本稿投稿後、本件と同様の事実関係のもとで下された裁判例が現れたため、それについて付言しておきたい。

- (1) 札幌地判平成28年9月13日 LEX/DB 文献番号25543728は、最判平成22年を意識して、本件と同内容の条項を契約において約定していた事案である。判決においては [理解の便宜のために購入者をA、保証会社をX、Aの破産管財人をYとして以下説明する]、それら契約条項からすると、販売会社は割賦代金債権等を被担保債権とする留保所有権を有し、Xは、残代金弁済によって求償権を取得しているの、[法定代位により、当然に、上記求償権の範囲内において上記割賦代金債権及び本件販売店が有していた本件留保所有権を行使することができるというべきである] (501条本文) と述べ、法定代位によることから論を始める。そのため、「本件留保所有権の法定代位による移転につき対抗要件を必要とせず、本件留保所有権を行使することができる」とする。ここまでは最判平成22年原審判決と同様であろうか。

そして、当該自動車の所有者登録が販売会社であったことから、Xが「留保所有権を行使することによ

って一般債権者に不測の損害をもたらすことはなく、債権者間の衡平を害することはないことからすれば、破産法49条2項の要請は満たされている」とする。これは本判決と同様の説示である。

- (2) しかし、法定代位を排除した契約内容であったとするYの主張を斥けた点は理解できるものの、留保所有権の被担保債権の範囲については、本判決とは異なる点でさらに別の問題を招来しかねない判示をしている。

すなわち、「当該契約上、XとAとの間で本件割賦販売契約上の債権と異なる被担保債権について所有権留保をすることを合意したと認めることはできない。結局、Yが主張する保証委託料の支払といった実質的な金銭の動きのみをもって、上記契約上の合意内容を別異に解することはできない。したがって、Xが、本件販売店の留保所有権と被担保債権を異にする留保所有権の移転を受けたものと認めることはできない」と述べる箇所である。首肯できる判示であるが、法定代位の趣旨から認められるのかは問題となろう。これは本文中で指摘した「弁済の費用」の解釈と関係しようが、ここでは問題提起に留めておく。

なお、最判平成22年が一般論として「法定代位による場合も含めて、所有者登録を必要とする旨判示したものとみることにはできない」と述べた部分についてはその通りであろう。

- (3) この判決は、本件と同様、札幌トヨタ自動車株式会社が所有者登録を有する事案であった。最判平成22年以降、実務界では、「登記、登録等」なしで手数料等まで回収する方法が模索されている。現時点では契約書によって、法定代位の方法で諸費用まで回収できることを明記することが一般的な対応である。法定代位によるならば「登記、登録等」が不要であるのは繰り返したが、それが果たして法定代位の趣旨に合致するのか、当事者間の合意によって法定代位の範囲を柔軟に解しうるのかは、なお問題があろう。そしてあえてもう1度述べるならば、改めて最高裁が態度表明する必要があるのではないだろうか。

〈付記2〉 なお、本判決の控訴審判決が既に下されている。札幌高判平成28年11月22日金法2056号82頁は、留保所有権を破産法上の別除権として処遇すること(最判平成22年を参照とする)、Xによる別除権行使を否定するのは一般債権者にとって「棚ぼた的な利益」であること(これも最判平成22年と同旨)、法定代位における求償権確保のための原債権移転構成(従来からの判例法理)といった点を明言し、本判決と同じく結論した。

現在上告受理申立て中とのことであるので、推移を見守りたい。

Keywords : 所有権留保, 自動車割賦販売, 破産手続, 別除権, 法定代位